

## 契約書 – 損害賠償額の定めや上限の効能

代表弁護士 小野直樹



### 1 契約締結交渉の一場面

当事務所では、日々、契約書審査業務（契約書の作成・レビュー）を多数ご支援しておりますが、その中で、よく議論になる点として、「損害賠償の条項」、特に、①「**損害賠償額の定め（違約金）**」や②「**損害賠償額の上限の設定**」があります。

#### 典型例

①違約金の例「第●条…甲は、乙に本契約の違反があった場合、違約金として●●万円を請求することができる。

②上限の例「第●条…甲は、乙に本契約の違反があった場合、損害賠償を請求することができる。ただし、その金額は、乙が本契約に基づき〔3か月以内に〕受領した委託料を上限とする」

こういった規定は、実際、どのような効果があるのでしょうか。

Q1 ①違約金の定めをすれば、必ずその金額の賠償が可能なの  
でしょうか？

Q2 ②損害賠償額の上限や免責の設定に関し限界はないの  
でしょうか。（上限を超えるような賠償義務が生じるようなケ  
ースはないのでしょうか）

今回は、損害賠償額の定めや上限の効能について触れてみたい  
と思います。

### 2 ルール

#### (1) 民法の原則

民法上、契約違反により損害が発生した場合は、相手方に対し  
て損害賠償請求をすることができます。

「損害」は、いろいろな区分がありますが、代表的例として、  
・積極損害（出費）、消極損害（得られなかった利益≒儲け）、  
慰謝料  
・通常損害（通常生じる「相当因果関係のある損害」）や特別損  
害（通常損害には含まれないが因果関係がある損害）  
といった区分があります。

「損害」ですが、2つの大きなポイント・リスクがあります。

#### ポイント1▶立証のリスク

一つは、損害の立証が簡単でないことが挙げられます。主張立証  
を請求する側（≒原告側）がしなければならず、そのエビデンス  
が必要で、これは非常に負担がかかります。

この点の対応として編み出されたものの代表例が、「違約金の  
定め」といえます。

#### ポイント2▶青天井のリスク

二つ目は、「損害」の上限の問題です。

例えば「風が吹けば桶屋が儲かる」と言われるように、青  
天井で膨らむ可能性が高く、予測可能性が低く、リスク管理がし  
にくい、という観点があります。

この点の対応として編み出されたものの代表例が、「損害賠償  
額の上限設定」といえます。

#### (2) 契約書による定め（違約金や損害賠償額の上限の条項）

民法等の原則は上記のとおりですが、特にBtoBの場合、損害  
賠償の設定は、原則として自由となります。もちろん、あまりに  
不合理な内容では、「契約に至らない」事態となることは言うま  
でもありません。

\*（ご参考）BtoCの場合、消費者保護の観点から、消費者契約  
法などで賠償額の定めが無効とされる可能性があります。例えば、  
結婚式場の契約に関し、「実際に使用する日から1年以上前に  
キャンセルする場合、契約金額の80%を解約料として申し受け  
る」との規定は、通常事業者が生じる平均的損害を超えていると  
考えられるため、同法第9条第1号に該当し、平均的損害を超え  
る部分について無効とされる可能性が高いとされています。

#### (3) 条項のタイプ

##### ア 損害賠償額の定めタイプ

損害賠償の定めタイプとしては、①納期違反、②本来給付の  
代替（目的の達成手段の代替）、③いわゆる違約金などが典型で  
す。

損害賠償の定め主なメリットは、立証が容易になる点、違反  
があった場合に早期に交渉に移行できる点が挙げられます。

##### イ 上限設定のタイプ

上限設定のタイプとしては、「一切免責とするもの」、「契約  
金額にかかわる金額を上限とするもの」、「●●●万円を上限と  
するというように所定額を明示して上限とするもの」などがあり  
ます。

損害賠償額の上限の設定の主なメリットは、義務者側（義務者  
となる可能性がある側）側にとってはリスクが抑えられる、リス  
ク判断が容易となる点が挙げられます。

#### (4) 常に有効か？

では、どのような定めであっても有効なのでしょうか？

結論的には、「No=絶対ではない」と言えます。

以下に見てみます。

## 契約書 – 損害賠償額の定めや上限の効能

代表弁護士 小野直樹



この辺りの裁判例としては、典型例として以下のものがあります。

### ①東京地判H9・11・12—違約金規程の一部を無効とした

リース料が支払われなかったため、被告に対し残リース料や違約金等を請求した事案に関し、違約金490万円と、残リース料とリース物件の残存価値の合計額270万円との差額220万円は、残リース料等と対比して多額であり、そのほか本件にあらわれた事情を考慮すると、違約金額をそのまま被告に支払わせることは、原告に過大な利益を得させ、著しく不公平な結果を生じさせるため、信義則ないし公平の原則から、被告は違約金と残リース料等の差額については支払い義務を負わないと判断しました。

### ②東京地判H16.4.26—上限設定を限定して適用した

システム開発業務委託契約書において「ベンダーの責に帰すべき事由により、ベンダーの債務を履行できなかった場合には、ユーザーはベンダーに対し、委託金額を上限として損害賠償を請求することができる」と規定した事案に関し、委託金額は500万円であったものの、結果的に8500万円程度の作業量に膨れ上がったという事情を考慮し、低廉すぎる金額で契約が締結された場合には、これを賠償額の上限とすることは信義公平の原則に反するとして、ベンダーが作成しようとしていたシステムの出来高を上限として有効と解すべきと判断しました。

### ③（関連しての参考裁判例）著名事例 みずほ証券・東京証券取引所事件（東京地判H21・12・4）—故意・重過失を認め、賠償を認めた

損害賠償に関連する著名例として以下があります。  
よく契約書や規程で、「原則免責。ただし、故意または重過失の場合は除く」といった規程があります。  
この「重過失」を認めた著名例です。

事例：平成17年12月8日にみずほ証券の従業員が新規上場のジェイコム株を誤発注した事件。当時大きな話題となりました。

61万円1株売りのところ、61万株を1円売り注文を出し、みずほ証券に補填費用などで総額407億円の損害が生じました。東証は「免責規定」を主張しました。

「免責規定：取引参加者が業務上東証の市場の施設の利用に関して損害を受けることがあっても、東証に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない」

このような状況で、裁判所は、東証の対応について故意に近い重過失を認め、他方で、みずほの重過失を認め、みずほ3割、東証7割の過失相殺とし、結果として、東証に132億円の支払義務が生じました。

## (5) 旧民法

なお、債権法改正前の旧民法第420条第1項には、以下のよう内容が書かれていました。

「旧420条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない」

「裁判所は●●することができない」といった、中々お目にかけにくい表現ですが、しかし、多くの裁判例において、賠償額の予定のうち「著しく過大であると認められる部分については信義則等を理由に無効」とされていました。

このような流れを受け、新民法では、この後段の規定（裁判所は増減することができない）の部分は削られました。

## 3 要約

上記の裁判例が示すとおり、損害賠償額の設定によっては、信義則や公平の原則の観点から、制限が加えられる可能性があります。

まとめると、次のとおりです。

- ① 損害額・算出方法の定め  
民法の損害賠償請求による場合、損害額の主張立証が大変であり、契約書において損害賠償額や算出方法をあらかじめ定める必要性は高いといえます。
- ② 損害賠償額の上限の定め  
原則として有効。ただ、予測しえないようなケースでは一部制限される可能性があります。
- ③ 損害額の定めや上限規制  
どういった上限設定がよいか、相手方とトラブルになったときに契約書どおりに対処すべきかどうか、事案や類家によってことなるので、画一的対応ではなく、個別検討を要します。  
一言で言えば、「損害賠償額の条項の内容は、原則として有効で、契約書に従うのが原則。ただし、契約当事者がおおよそ予測し得ないような不合理な内容は、「合意・想定の対象外」として否定されるケースがまれにある」といえます。

契約自由とはいえ、「最低限の合理性のある内容」にしていく必要は否めませんし、あまりに、不合理（に見えるよう）な内容は契約締結交渉でとん挫する可能性が高くなります。

要は、実務をふまえたバランスが重要です。

## 4 当事務所のご支援

当事務所では、損害賠償の設定を含め契約書に関する様々なご相談を多数取り扱っています。

契約書に関するご支援が必要な場合は、お気軽にご相談下さいませ。